

高松家庭裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日時

平成27年6月11日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

井出往代，小野修一，川池陽子，小弓場文彦，関元真弓，中山充，福井美枝，本多俊雄，溝内靖晃

(2) 事務担当者

佐藤千裕（首席家庭裁判所調査官），藤本薫（首席書記官），川村友一（事務局長），小林利光（総務課長），竹内正浩（家事係主任書記官），瀬戸サユリ（総務課課長補佐）

4 議事（■委員長，○委員，●裁判所職員である委員又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「家事事件手続法施行後の運用と実情について」に関する協議

ア 夫婦関係調整調停事件の進行に関するDVDを視聴後，テーマに関して，家事係主任書記官が説明した後，家事事件手続法下で新たに導入されたテレビ会議システムの実演を見学した。

イ 意見交換

○ 当事者が危険であるか否かの情報はどのように入手するのですか。

● 申立人からは，申立書や事情説明書等から，相手方からは，申立てに対する意見書や事情説明書等から暴力等に関する情報を入手しています。また，それらの書面以外に，進行に関する照会書において，調停を円滑に進めるための情報を入手しています。この書面は，申立書や事情説明書と違って，対立当事者に閲覧やコピーが許可されることはありません。

■ 進行に関する照会書では，DV情報のほか，心療内科的な項目も参考に聞いています。

○ 暴力のおそれのある事案について，家庭裁判所としてどのような配慮をしていますか。

● 申立人と相手方で来てもらう時間をずらすなど，事案に応じて工夫しています。また，あらゆることを想定して，職員が警備を行うこともありますし，裁判所だけではカバーできない場合には，警察に応援を依頼するなど，裁判所内において事故が起きることのないように配慮をしています。

■ 民事事件と比べてみても，家族間のトラブルを扱う家事事件の方が特にセキュリティ面で気を遣う場面が多いように感じます。

それでは次に，ご覧いただいたDVDの中で当事者双方が同席した上で，調停委員が手続等の説明を行う場面がありましたが，違和感はありませんでしたでしょうか。

- 私は同席ではなく個別に説明を行うのを原則とした方がいいのではないかと思います。

現実の調停の場面では、DVDよりももっとシビアなはずでしょうから、当事者同士が隣に座って平静を保つことは難しいと思います。

- 手続の透明性を担保する一つの手法として、同席の場面で同じ説明をするという方法を提案しているところですが、個別がよいとの意見もあるため、その調整に苦心しているわけです。

- 私は、夫婦関係が元に戻る事例もあることを考えると、同席での説明がいいのではないかと考えます。当事者同士では話ができなくても、調停委員という仲介人を入れて話を進めていくことに意義があると思います。

- 家事審判法（旧法）の互譲中心の調整型から、家事事件手続法（新法）の法的な問題解決型になったとの説明を受けましたが、調停委員会と当事者との関わり方は変わってきたのでしょうか。

私には家庭の在り方が殺伐となってきたように感じられます。

- 家事事件手続法施行前も後も互譲が基本となることに変わりはありません。ただ、どこを互譲するのか、なぜ互譲するのか、これまでの抽象的なものから、互譲の根拠を示したうえで、当事者自身が選択できるようになったということです。

- 問題を明らかにしていくことで、早く解決されるのですが、離婚率が高くなってしまいうような気がします。

- 従来の調停では、調停委員が当事者双方から事情や意向に関する多くの情報を入手し、最も良いと思う解決案を提案していましたが、今は、何を最も良い解決案であるのかを当事者自身が自分で決めたいというニーズの高まりによって、調停の在り方も変わってきていると感じています。

- 昨今の利用者のニーズに応えつつ、同席での説明を求める意見と別席を求める意見の調和を図る必要があります。

次に、対立当事者に対して知られたくない情報、いわゆる秘匿情報の管理について御意見はありますか。

- 検察庁でも被害者情報には特に気をつけています。
家事事件では、相手方に知らせるべき情報であるか否かを区別して判断することになると思います。

- 調停案をまとめるのは誰ですか。

- 合意形成のプロセスの中で、当事者の意向を尊重しつつ、将来の執行等を踏まえて、裁判所の方で整理した条項案を作っています。

当事者双方の歩み寄りがなくても、裁判所が案を提示することもあります。受け入れられなければ不成立で終了することもあります。

また、事件によっては、調停委員会が調停案をつくり、家事事件手続法で新設された調停に代わる審判をすることもあります。当事者から不服が出なければ、調停成立と同じ効果があります。

- 調停委員会の役割分担はありますか。DVDを見ていて、調停委員によって

は、裁判官に相談することなく、途中で解決案を言ってしまう人もいないかと思いました。

- 調停委員は直接当事者双方から話を聴いて情報収集します。最初は聴くことに徹しますが、2回目ぐらいからは当事者の反応を見ながら意見を聴いていきます。裁判官は調停委員と協議して、進行に関する認識を共有します。

また、調停案は、調停委員の意見を尊重したうえ、法律家の裁判官が調整して決めることとなります。事案によっては、調停委員会の事前協議において、あらかじめ想定した範囲内で、調停委員が当事者に調停案を提示することはあります。

- 本日は最初に調停に関するDVDを視聴したうえで説明を受けたため、調停委員の御苦労や家事事件手続法がよく分かりました。

一つ分からなかったのは、家事事件手続法施行後2年間やってきた今、裁判所が課題をどう捉えているのかという点です。

- 手続の透明性の担保と同席説明を進めるにあたっての説明が難しいと感じています。同席説明を嫌だという人を、裁判所側が説得して同席説明を実施する、透明性を担保するのは裁判所の課題であると思っています。調停成立の調停条項確認時でさえも同席を嫌だという当事者もいますが、その場合には、当事者の間に書記官を座らせて、調停条項を確認することもあります。

- 手続の透明性の大きな目的は当事者自身の主体的な紛争解決能力を引き出すことにあります。家事事件手続法施行の前も後も、解決のためのアプローチの仕方が違っているにすぎません。新法では自主的に解決できるための情報を当事者に提供しなければなりません。裁判所側には、当事者の説得材料として司法的な解決方法を提示することが求められています。法律家の裁判官が法律的なサジェスションを示しながら協議した上で、法律的な判断や方針を決めています。裁判官による適切な関与の充実を図り、調停委員、書記官、家裁調査官がそれぞれの役割を果たし、チームとして協働することを目指しています。

- 時代に合わせて調停の在り方が変わるのとは分かりました。これまでの課題は解決していますか。

- 家庭裁判所として社会の受け止め方にも配慮しつつ、地域に適した解決方法を見つけていくために、家裁委員会委員の御意見を参考にしながら適切な運用を確立していくことが大切であると考えています。

- 迅速化についてはどうですか。

- 当庁の調停事件に関する成立率のデータがあります。

全事件の成立率については、平成24年度は768件中433件の成立により56.4パーセント、平成25年度は742件中391件の成立により52.7パーセント、平成26年度は638件中357件の成立により56.0パーセントです。ただ、審理期間が延びています。

夫婦関係調整（離婚）事件に関する成立率については、平成24年度は55.8パーセント、平成25年度は51.4パーセント、平成26年度は58.3パーセントです。当庁の成立率は全国平均より少し成立率が高くなっています。

ただ、やはり審理期間が延びているため、未済事件が増えています。

養育費事件に関する成立率については、平成24年度は128件中の75件の成立により58.6パーセント、平成25年度は117件中の79件の成立により67.5パーセント、平成26年度は95件中の68件の成立により71.6パーセントです。

- 離婚をする際には養育費を定めると法律で決まっているために当事者が受け入れやすいのでしょうか。
- そうだと思います。
- DV被害者の中には、申立書等を作成したり、調停期日の日程を調整するのが非常に困難であるために申立てをあきらめたりする人がいると聞いていますが、裁判所で何か対応しているのでしょうか。
- 書類作成に関しては、申立書や事情説明書などの記載例を準備していますし、受付窓口において丁寧に対応させていただいています。
- 本日机上配布された申立書の『申立ての趣旨』欄の（付随申立て）中、養育費の金額を記載するようになっていますが、必ず金額を記入しなければならないのでしょうか。
- 具体的な金額を記入してもいいですし、『相当額』という欄を選択してもいいようになっています。
- 本日は貴重な御意見をありがとうございました。議論を踏まえ今後の取組の参考にさせていただきます。

(3) 次回期日

平成27年12月24日（木）午後1時30分から開催することとした。